

最高裁秘書第3307号

令和4年11月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が法務省から司法試験合格者の順位が分かる文書を受領した際に取得した文書（直近の事例に関するものであり、司法試験合格者の氏名が含まれる部分は除く。）

(2) 苦情の申出がされた日

2月24日付け（同月28日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第20号

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）